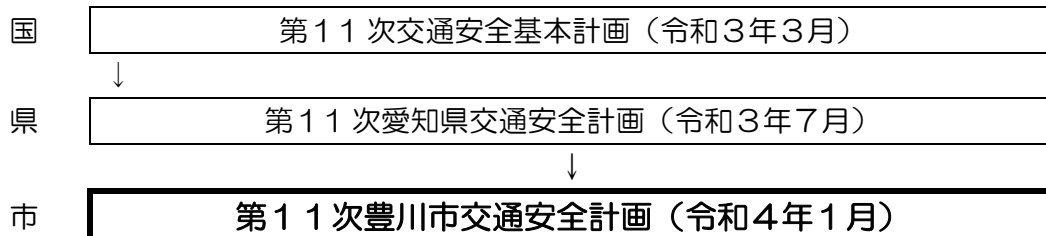


第11次豊川市交通安全計画【概要版】

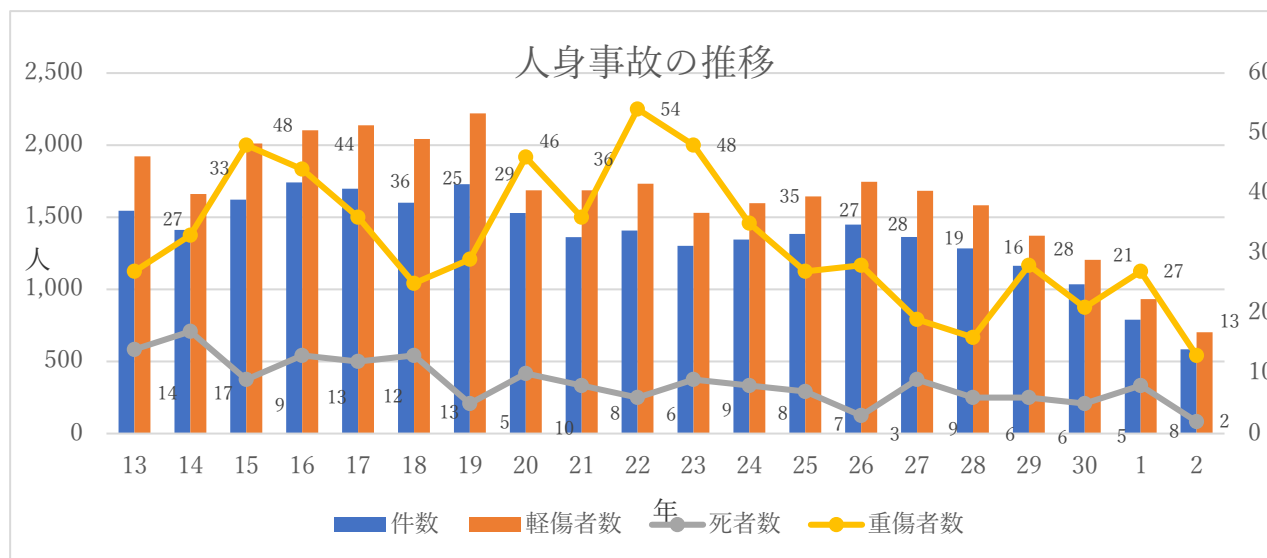
豊川市では、交通安全対策基本法（昭和45年法律110号）第26条第1項に基づき、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする、第10次豊川市交通安全計画を策定し、様々な交通安全施策を展開してまいりました。今回、国の基本計画や愛知県の交通安全計画を踏まえ、「第11次豊川市交通安全計画」を策定するものです。



【交通事故の現状と推移】

本市の交通事故は、第7次計画初年度である平成13年以降、年間の24時間死者数は平成14年の17人をピークに、増減を繰り返しながら減少傾向となっています。

第10次豊川市交通安全計画（以下「第10次計画」という。）の計画期間（平成28年度～令和2年度）においては、計画の目標値である24時間死者数5人以下に対して、平均が5.4人という結果となりました。



第10次計画期間中の交通死亡事故の発生状況の特徴は次のとおりです。

- (1) 交通死亡事故者のうち、高齢者が全体の48.1%を占め、歩行者が約4割、自転車が約3割と併せて約7割を占めています。
- (2) 事故類型別では、自動車相互の人身事故件数が全体の69.1%を占めています。
- (3) 車両側に原因がある事故が、99.8%を占めており、安全運転違反（前方不注意、安全不確認等）による死亡事故が、37%を占めています。

【基本構想】

豊かで活力のある社会を構築していくためには、市民全ての願いである安全で安心して暮らせる移動することができる社会を実現することが重要です。

人命尊重の理念に基づき、人優先の交通安全思想を基本に、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、交通事故のない社会の実現を目指します。

【計画期間】

令和3年度から令和7年度まで

【目 標】

年間の24時間死者数を2人以下、交通事故重傷者数を13人以下とします。



【重視すべき視点】

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者・自転車の安全確保
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進
- ⑦ 交差点対策の推進
- ⑧ 交通安全教育の推進



【講じようとする施策】

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 救助・救急活動の充実
- ④ 被害者支援の充実と推進
- ⑤ 調査研究の充実

道路交通の安全についての対策

講じようとする施策

※下線項目は新規事業

《交通安全対策を考える視点》

- 1 高齢者及び子どもの安全確保
- 2 歩行者及び自転車の安全確保
- 3 生活道路における安全確保
- 4 先端技術の活用推進
- 5 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 6 地域が一体となった交通安全対策の推進
- 7 交差点対策の推進
- 8 交通安全教育の推進

1 道路交通環境の整備

- (1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (2)幹線道路における交通安全対策の推進
- (3)交通安全施設等整備事業の推進
- (4)高齢者等の移動手段の確保・充実
- (5)歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- (6)自転車利用環境の総合的整備
- (7)災害に備えた道路交通環境の整備
- (8)総合的な駐車対策の推進
- (9)交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

- (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (2)効果的な交通安全教育の推進
- (3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
- (4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- (5)交通労働災害の防止等

3 救助・救急活動の充実

- (1)救助・救急体制の整備
- (2)救急医療体制の整備
- (3)救急関係機関の協力関係の確保等

4 被害者支援の充実と推進

- (1)交通事故相談窓口の周知
- (2)交通事故被害者等に対する援助措置

5 調査研究の充実

- (1)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実
- (2)各種道路交通の安全に関する調査研究の把握

生活道路における交通安全対策の推進 ・通学路等における交通安全の確保 ・高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

重大事故の再発防止 ・適切に機能分担された道路網の整備 ・道路の改築等による道路交通環境の整備

生活道路対策の推進 ・幹線道路対策の推進 ・その他交通安全施設の整備 ・道路交通環境整備への住民参加の促進

移動手段の確保・維持 ・高齢者の移動支援 ・利用者への啓発

歩行者空間のユニバーサルデザイン化

安全で快適な自転車利用環境の整備 ・自転車等の駐車対策の推進

災害に備えた道路の整備 ・災害発生時における交通規制 ・災害発生時における交通情報提供の充実

総合的な駐車対策の推進

道路の使用及び占用の適正化 ・子供の遊び場等の確保 ・道路法に基づく通行の禁止又は制限

幼児に対する交通安全教育の推進 ・小学生に対する交通安全教育の推進 ・中学生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育の推進 ・成人に対する交通安全教育の推進 ・高齢者に対する交通安全教育の推進

障害者に対する交通安全教育の推進 ・外国人に対する交通安全教育の推進

効果的な交通安全教育の推進

交通安全運動の推進 ・横断歩行者の安全確保 ・交差点事故を防止するための啓発活動等の推進 ・自転車の安全利用の推進

全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 ・チャイルドシートの正しい使用の徹底 ・反射材用品等の普及促進

飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進 ・踏切道における交通安全啓発 ・効果的な広報の実施

その他の普及啓発活動の推進

交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通労働災害の防止 ・運転者の労働条件の適正化等

救助体制の整備・拡充 ・多数負傷者発生時における救助・救急体制の充実 ・心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

救急救命士の養成・配置等の促進 ・救助・救急資機材の整備の推進 ・救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備

救急医療体制の整備

救急関係機関の協力関係の確保等

交通事故相談窓口の周知

交通事故被害者等に対する援助措置

道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実

高齢者の交通事故防止に関する研究 ・交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 ・その他の研究